

平成24年度全国知的障害関係施設長等会議 第2分科会シンポジウム



障害者虐待防止法に期待すること

ゼロ？ 権利擁護？ 虐待？

2012年 6月 5日

於・東京フォーラム

國學院大学教授・弁護士

PACガーディアンズ理事長

佐藤 彰一

権利擁護（私の見方）



- ・「権利擁護」は福祉の言葉です
英語では Protection and Advocacy

いろいろな使われ方があります。

対象：子供、女性、患者、ホームレス、外国人
高齢者・障害者、etc

スタイル： 権利トーク ニーズトーク

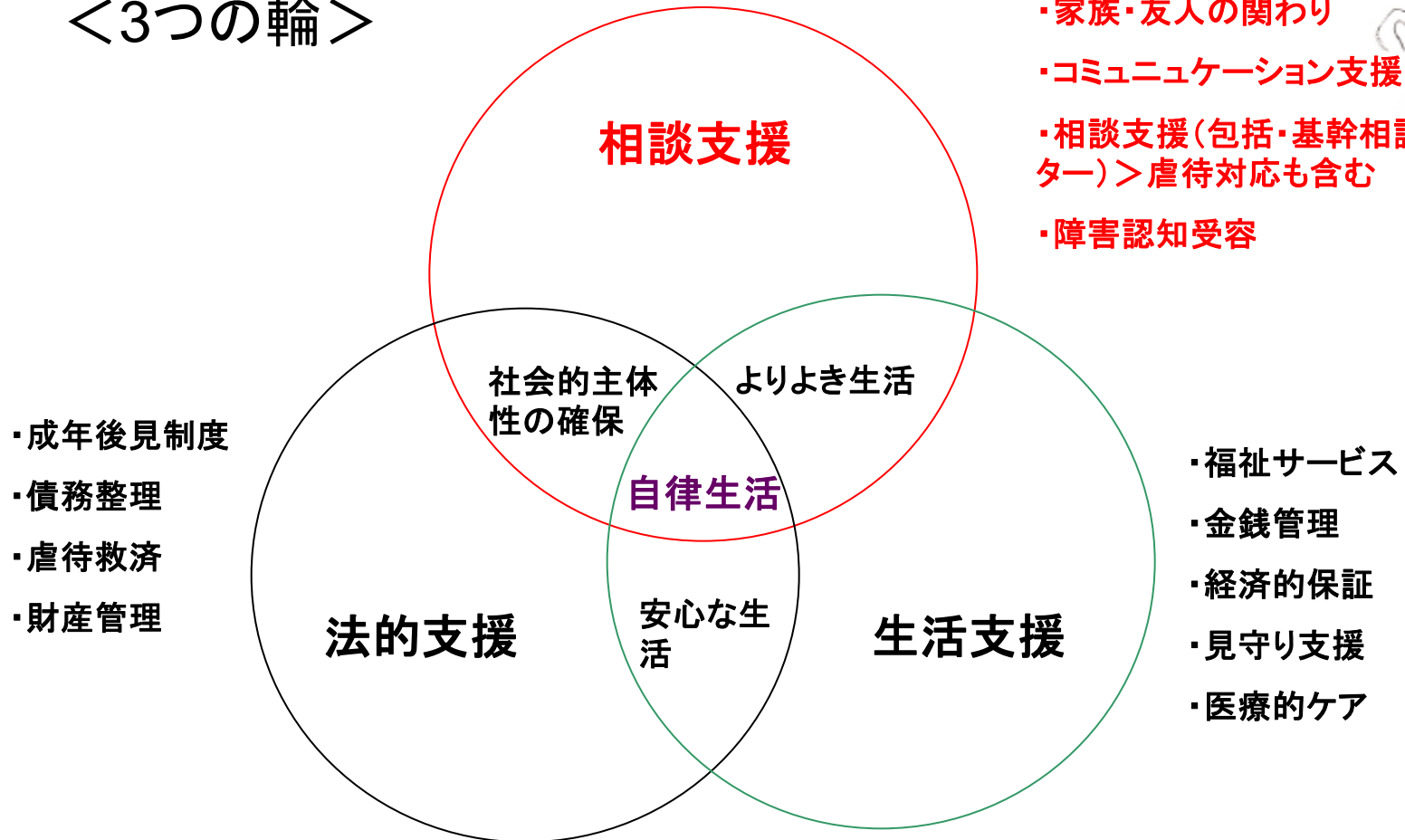
機能領域： 三つあります。

権利擁護の実践

すべてに意思決定支援



<3つの輪>



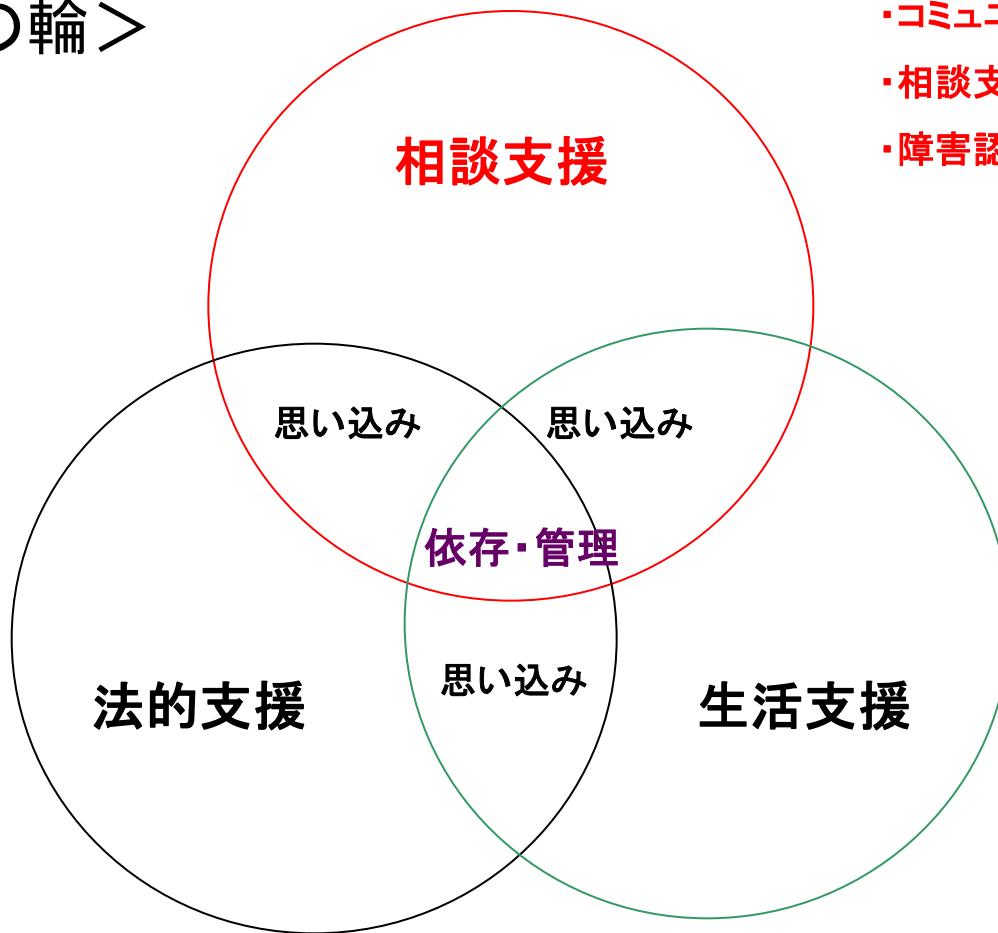
権利擁護の実践

すべてを一人がまかなうと



<3つの輪>

- ・コミュニケーション支援
- ・相談支援
- ・障害認知受容



- ・成年後見制度
- ・債務整理
- ・虐待救済
- ・財産管理

- ・福祉サービス
- ・金銭管理
- ・経済的保証
- ・見守り支援
- ・医療的ケア

アドボカシーの要素

- 1 ご本人の尊厳。＞自己決定
- 2 ご本人にとっての最善の利益
- 3 連帯性(外向き・内向き)



1と2は原則一致(自己選択が本人にとって最善)。が、違う場合パターンリズム的介入
権利擁護の実践にはいろいろなタイプ
どれが「正しい」などとはいえない
しかし、「なにをしているか」はいえる

権利擁護対応の諸相



- 入所施設からときおり夜間無断外出して10キロ以上離れた実家に帰宅する。施設は、両親がすべての責任を負担するとの誓約書を書くことを要求・拒否は施設利用契約の更新拒否
- 戦う権利擁護？ 戦わない権利擁護？
「自己」決定？ 最善利益？
法的支援とは？ 正義かケアか？

虐待認識（どこでも起きうる）



- ① 支援や保護する人と支援・保護される人との間で起きる
＞ そうでないところでは「差別」意識のみ
- ② 支援や保護する人の**権限**や**立場の乱用**である。
- ③ 支援される人の生命や生活を危殆化させる。

※ 虐待「主張」はどこでもあります。

虐待予防認識



- 権利擁護活動の中で虐待（権利侵害）がありうるとの認識
 - ＞（権利擁護は権利侵害と紙一重）
- 善意・思い込み・専門性の過信
- 本人の思いをどこまでもくみ取る熱意と、くみ取れないことへの謙虚さ

日常的な関係性： 維持とチェック

虐待防止のために

- 身体拘束ゼロへの手引き(介護分野)
- <http://www.humind.or.jp/no-yokusei/info.html>
- 2001年、厚生労働省が開催した第2回「身体拘束ゼロ推進会議」で公表された指針です。



緊急やむを得ない場合



- 3要件
 - 切迫性
 - 非代替性
 - 一時性
- 判断の手續 一人では判断しない。
- 記録の義務づけ

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業 等の人員、設備及び運営に関する基準 73条



- 1 指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下『身体拘束等』という。）を行ってはならない。
- 2 指定療養介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

個別支援計画と説明責任

- 正当な理由？ 緊急やむを得ない場合？
 - 身体拘束だけでなく虐待一般については？
- 1) 計画・客観性：支援計画に対応が記載されているのでしょうか？（含む3要件・以下同じ）
 - 2) 必要性：そのような対応の必要性が計画の中で、吟味されているのでしょうか
 - 3) 本人の意向、ならびに本人の最善利益に配慮がなされているのでしょうか（周囲の都合を優先していないか？）



施設の被害者意識？



- 虐待だと主張された場合＋虐待だと判断した場合。

＞ 該当職員や利用者さんのために施設がえらい迷惑を被った、、、？

二重の間違い：

- ① 法的にも事実的にも職員の個人問題ではない 例（同性介護原則の無視・個別支援計画の不存在）
- ② 虐待が起きたことと、虐待対応は問題がちがう。（ひき逃げは事故ではない）

＞＞ 日頃の支援を見なおすチャンス

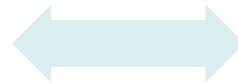
施設職員の平等意識？ 殴られたら？



法人



スタッフ



利用者さん

福祉職の役割

- 家庭虐待・就労先での虐待対応、虐待対応には、福祉職の協力が必要です



たとえば

- 家庭や職場には個別支援計画なし。
- 支援には連絡調整会議の開催 ケアプランの策定
- ショートステイ先の確保